

患者友の会への寄附について



「A市糖尿病患者友の会」の理事であるA市立病院の糖尿病専門医から寄附依頼がありました。

この会はA市全域の糖尿病患者で組織され、患者により自主的な運営が行われています。

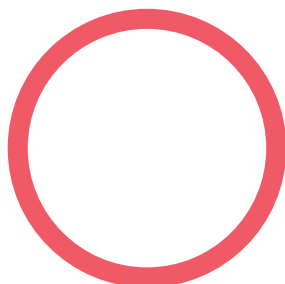
また、会則を備え、会費も徴収されています。

活動内容は、四半期毎に栄養士等の講師による「勉強会」と「歩く会」等の行事を実施しています。

この患者友の会に寄附できますか。



回答



寄附できます。

設問の「A市糖尿病患者友の会」は、A市全域の糖尿病患者で組織され、患者により自主的な運営が行われています。

また、会則を備え、会費も徴収されていますので、この「患者友の会」は、医療機関等、および医療担当者等とは別個の団体と認められます。

(COP便り：バックナンバー)

<https://www.jga.gr.jp/jgapedia/cop.html>